

新資料 伝為家筆本伊勢物語について

山 田 清 市

(一)

今回、関西の某家所蔵、重美指定にかかる伊勢物語の古写本を調査する機縁に恵まれた。該本は鎌倉期を下らない書本と見なされ、筆者を藤原為家とする古筆家の極めを持つものである。その形態は縦横ともに二〇・三糸、枠型の裂帖装、六角組模様の絹表紙中央に「伊勢物語」と題簽を持ち、見返しは金泥、二重の箱におさめられ、本文筆跡を為家卿、外題を九条関白忠栄公とする古筆了音の極札、ほかに為家筆異論なしとする古筆了仲の証状一通を有している。

本文は一面十三行、一行平均二十字詰 和歌一字下げの二行書に書写する。本文行間に勘物、注記、及び他本との校異を「イ」または「又定」として施している。この中「又定」の方は後にもふれるが、別系統の定家本を指すものとみなされる。本文奥に左記のごとく、二首の和歌訳義文を記載する。

いていなはかきりなるへみともしけ
としへぬるかとなくこゑをきけ

いとあはれなくそきこゆるともしけち

けぬるものともわれはしらすな

出ていなはかきりなるへみといへるは、今夜いてなは又かへりくましきかきりなるによりて、松明のひかりともしけちいている人のうちなくけしきを見るも、としへぬる門をこよひかきりにてつらんほど、をしはかられあはれるよしをよめるなり。返歌も上句は同心なり。けぬるものともわれはしらすなどといへるは、葬礼の火のひかりなとのみやらるゝにつけて、かくけえぬる身をとも亡者はしらぬよしなり。

此歌奥義集にいへる心相違比説仍書付之

とあつて、この釈義文で注目されることは、蜂須賀家旧蔵、専修大学図書館現蔵の建仁二年本伊勢物語の奥書中に
おける記載事項と完全に一致を見ることである。建仁二年本(寂身本)の奥書は、内容的に

一、本ニ云ク当初所書本為人被借失乎……

二、抑伊勢物語根源古人説々不同……

三、出ていなは限なるへみともしけち……

四、嘉禎四年五月十五日京極中納言……

と四つの記載事項に分れるが、前記の伝為家筆本の「いてゝいなは」云々の釈義文は、建仁二年本第三記載事項の部
分に該当するわけである。更に建仁二年本第二記載事項における「抑伊勢物語根源」云々の奥書も、伝為家筆本は建
仁二年本と記載位置が逆になつて、「いてゝいなは」釈義文のあとへ、次のごとく記載している。

抑伊勢物語根源古人説々不同。或云在原中將自記也。因茲有其謙退比興之詞等。又云伊勢筆作也。或云生年十三。似彼書而之

家集之文脉。是故号伊勢物語云々。以此兩說參之更難決其衷否。或心中秘密身上與言外人推而難記。以之思之可謂其自書歟。但疑万葉古風之中多載撰集之哥。仁和聖日之間、粗記臨幸之儀、依此等事又有不審。又伊勢家集其端文脉偏以同之。是又見先達旧記庶幾其脉歟。兩不知知之。加之此物語名字非彼筆者何稱伊勢哉。或說云、為狩使下向伊勢仍有此名云々。其說又不可然。始則載南京春日之詞、次又注西对夜月之思、富士山之雪、武藏野之煙、凡非伊勢國事。多以為此物語之肝心。仍思此名尤有不審。兩條已推而難決。古事只仰而可信。因茲後人以狩使事書此物語之端。其本殊猶籍左道物也。更不用之。只旧本可為証拠耳。

先年所書之本為人被借失。仍為備証本重所校合也。

戸部尚書 在判

此物語非常本之體古本根殊所庶幾仍書写之秘藏物也

と記すのである。この奥書による限り、伝為家筆本は、他の建仁二年本を始め、根源本第一、第二、第三、第四系統等と、性格を同じくする定家本であることが認証される。さて、その最後の部分における「此物語……」以下の識語は、根源本第一系統の九州大学図書館蔵、伝為家筆本及び根源本第四系統の順覚本にも同じく記載を見るところである。ところが右の三者は次のとく、それぞれ異同を持つのである。

(1) 伝為家筆本（某家藏）

此物語非常本之體古本根殊所庶幾仍書写之秘藏物也

(2) 伝為家筆本（九州大学蔵）

此本非常本之體古本根殊所庶幾仍書写之秘藏物也

(3) 順覚本（鉄心齋文庫蔵）

此本非常本之躰古本根源殊可庶幾仍書写了秘藏物也後日可清書者也

右の三者の比較において、原形を示すものとしてそのいづれも完全と認められるものはない。その中、(3)の順覚本の最後の記載部分「後日可清書者也」が(1)(2)の書本には存在しない。これはその内容より推して、順覚本における付載であることが看取されるので、原形推定本文より削除されてくる。しかも(3)の順覚本は、その本文系統が千葉本・七海本と同一の根源本第四系統に属するが、この識語部分は、千葉本・七海本の両者に存在しないので、したがつてこの識語は第四系統の原本に存在したものでなく、順覚本のみにおける付載であることが判明する。しかし、順覚本の識語は(1)(2)の書本より直接転載されたものでないことは、相互の字句の異同からも明らかである。同様に(1)(2)書本の相互関係においても、同じ点からその直接関係は否定される。僅かの字句量にこれほどの三者の異同を見ることは、本来それらの原本に存在した識語でなく、後の付載にかかるところから、生じた結果であるとみなされる。いま、この三者の識語を比較して訂し、その原形本文の復元を試みるならば、

此本非常本之躰。古本根源、殊所庶幾仍書写之、秘藏物也。

となるであろうか。この識語が定家以外の手になるものであらうことは、定家自身の署名にかかる「戸部尚書」と記された伊勢物語は、右以外にも根源本第二・第四系統、承久三年本、嘉禄三年本、武田本等があるが、署名のあとに更に「書写して秘藏する物なり」と定家によって記されたようなものはない点からも勘案されるところである。

(二)

さて伝為家筆本は「抑伊勢物語根源」云々の奥書において、小異を持つが建仁二年本と九大伝為家本の記載にほぼ

一致を示し、とりわけ、二首の和歌釈義文の記載においては建仁二年本に一致し、また「此本非常本之牴」云々の識語部分においては、九大伝為家筆本と内容的な一致を示してくる点において、この二者の関係を究明することによつて、伝為家筆本の本文系統と性格が明らかにされてくると見なされる。

先ずその比較において、顯著な特質点は、建仁二年本は他の定家本系のいずれの諸本にも存在しない二首の和歌が、三十六段と四十段にそれぞれ一首ずつ次のように存在することである。

かへし

(三十六段)

(A)

いはりにおもふものからいまさうに
たかまことをかわればたのまん

女かへる人につけて

(四十段)

(B)

いつこまでおくりはしつと人とは
あかぬわかれのなみたかはまて

ところが伝為家筆本においては、右の中

返し

いはりとおもふものからいまさうに
たかまことをかわればたのまむ

と(A)歌の方の一首のみが存在し、(B)歌はこれを記載しないのである。また一方の九大伝為家本においては(A)(B)の両歌とも存在していない。この点に関する限り、三者はそれぞれ袂を分つものとなるのである。

次に三者の本文について、これをいま、根源本第二系統の特質部分を基準にすえて比較してみると次のことが結果を示すのである。

章段	建仁二年本	伝為家筆本	九大伝為家本
121	むさしのくにいるまのこぼり	いるまのこぼり	いるまのこぼり
107	火つけんとす	火つけんとす	火つけんとす
98	ひとりゆくらん	ひとりこゆらむ	ひとりこゆらん
94	むかしあとこ	むかしあとこ	むかしあとこ
93	いてゝいにければいあかひなくて おとこ	いてゝいにければ おきて思ひわひて	いてゝいにければ おきて思ひおもひわひて
41	またさるいやしきわざも をきて思ひわひて	さるいやしきわざも おきておもひ思わひて	さるいやしきわざも おきて思ひおもひわひて
28	きりやたちまさるらん	きりやちへまさるらむ	きりやちへまさるらむ
24	おほきおとゝ	おほきおほとゝ	おほきおほとゝ
23	うたはよまさりければ 人のまかりいつるをみて殿上にさふ	うたはえよまさりければ 人のまかりいつるをみて殿上にさふ	うたはえよまさりければ 人のまかりいつるをみて殿上にさふ
12	ふらひけるおりにて	らひけるおりにて	らひけるおりにて
10			

すなわち十一箇所中、九大伝為家本に相違し、建仁二年本と伝為家筆本の両者が一致を示すのは24 94 98段の三箇所、

反対に建仁二年本に相違し、両為家筆本が一致を示すのは10 23 28 41 93 107段の六箇所、三者とも一致するのは12 21段の二箇所という結果になる。右によるならば伝為家筆本は建仁二年本には一歩遠く、むしろ九大伝為家本に近接していることが伺われる。更にこれを建仁二年本の特異本文部分と適宜比較してみると、

章段	建仁二年本	伝為家筆本
101 83 68 39 23 21 16	てをよりてへにけるとしを かけにみえつゝわすられぬかな ひとりやきみかよはにゆくらん むかしにしの院のみかと つのくにすみよしのこほり とよみてなんなくくかへりにける むかしさゑもんのかみなる	手をよりてあひみしことを おもかけにのみいとく見えつゝ 夜はにやきみかひとりこゆくらん むかしさいゐんのみかと すみよしのこほり とてなむなくくきにける むかし左兵衛督なりける

右のごとく建仁二年本の特異本文箇所は、単なる誤写とはみなされない性質のものであり、その部分でも伝為家筆本はやはり九大伝為家本の方に一致を示してくるのであって、かくして伝為家筆本は本文系統上では、建仁二年本と明らかに懸絶を持つものと認めざるを得ないのである。更に念のために勘物の記載事項についても適宜比較してみると、

章段	建仁二年本	伝為家筆本	九大伝為家本
3	二条后高子長良中納言女清和女御陽成母后贈太上大臣二女此后為五節舞	ナシ	ナシ

順子五条后賜太政大臣正二位冬嗣女
母尚侍贈正一位藤原美都子仁明女御
文德母后又号安祥寺后也

ナシ

貞觀十一年十二月貞明親王為皇太子年二于時母儀高子為女御十年十二月廿六日誕生母儀廿七帝御年十九

貞觀十一年十二月貞明親王為皇太子年二于時母儀高子為女御十年十二月廿六日誕生母儀廿七帝御年十九

五条后順子冬嗣大臣女仁明女御文
德母后又号安祥寺后

右で明らかなるとく、その勘物の記載事項においても、伝為家筆本は建仁二年本と明白に袂を分ち、九大伝為家本に一致を示すことが確認される。かくて伝為家筆本は、建仁二年本とは、その特有歌において、(A)(B)の(A)歌を共有し、「いてゝいなは」の和歌二首の釈義文をも共有するにかかわらず、以上の検証によってその本文系統は建仁二年本と明白に断絶し、成立を異にするものであることが認証されたわけである。

(三)

かくて次に九大伝為家本との関係を究明すべき段階を迎えたのである。両者が「抑伊勢物語根源」云々の奥書き及び「此本非常本之躰」の識語等をほぼ等しくするのみならず、見てきたごとくその本文、勘物の内容において極めて一致点の多いことから、同系統かともみなされてくるわけであるが、しかし、九大伝為家本は伝為家筆本の持つ三十六段の(A)「いつはりに」の返歌一首、および、奥書き部分における前記和歌二首の長い釈義文を持たぬことにおいて、慎

重な吟味が要求されてくるわけである。先ず両者の直接関係であるが、伝為家筆本における和歌釈義文や特有返歌一首の存在によつて、伝為家筆本が九大伝為家本より直接出るものでないことは明らかである。しかばその反対の場合はあり得るかを検討するに、先ず勘物の記載事項においては、両者の一致を示す箇所が圧倒的に多いが、しかし、次のような場合も存在するのである。

章段	九 大 伝 為 家 本	伝 為 家 筆 本
97	昭宣公基経貞觀十四年八月廿五日右大臣左近大將卅七同年十一月九日攝政元慶四年十一月八日閔白四十五回十二月四日太政大臣	昭宣公基経貞觀十四年八月廿五日右大臣左近大將卅七
101	貞觀十二年二月十三日參議、五十三、廿六日左兵衛督別當、十四年八月廿九日左衛門督、十五年十二月八日從三位大宰權帥、元慶元年十月廿八日治部卿、六年正月十日中納言六十五、八年二月正三位、三月民部卿、仁和元年正月十二日致仕、同三年四月十二日致仕、寛平五年七月薨、七十六	貞觀十二年參議、五十三、左兵衛督十四年左衛門督、十五年從三位權帥、天慶元年治郎卿、六年正月中納言、六十五、八年二月正三位、三月民部卿、仁和元年正月十二日致仕、同三年四月十二日致仕

等の部分の比較によつて、九大伝為家本は伝為家筆本より直接出るものでないことが明らかになる。この点についてはむしろ、伝為家本の方が、後半部分や日付け等を省略したがつた記載であろうことが看取されるのである。ところが同じ勘物の記載事項において

章段	伝為家筆本	九大伝為家本	建仁二年本
99	貞觀六年三月右少將七年三月右馬頭 十九年正月左近中將元慶三藏人頭	ナシ	業平貞觀七年 三月任右馬頭
97	中將不審	ナシ	業平十九年任 中將不審

と見るごとく、今度は九大伝為家本は、伝為家筆本の記載事項を全く持たないことにおいて、両者の直接の親子関係は相互に否定される結果をみたのである。しかばね系統と同じくする兄弟本のような関係にあるかという点については、これを本文の内部検証に求めねばならないのである。いまこれを定家本中の武田本を基準にして、兩為家本が一致して、武田本本文とは異同を示す箇所をあげると次のごとくなる。尚かなづかいの相違、補入やミセケチ、傍記等の本文部分は一応これを除外して示す。

章段	武田本	兩為家筆本	章段	武田本	兩為家筆本
14 14 6 5 1	おもしろきことゝもや いといたく きえなましものを おほえけむ あねはの松の	おもしろきことゝや いといたう けなましものを おもほえけん あれはのまつの	87 84 81 81 78	さるにこの大將 いたしきの となむよみける 御ふみあり わかすむ方に	さるにかの大將 いたしきの となむよみけるは 御ふみありけり わかすむかたの

山田清市

6 6 6 4 1	武田本・九大伝為家本	章段	いかゝはせむは かきをきたるを たかやすにきて ちきりたりけるを いゑどうし しけることなるへし うへしうへは ありければおとこ われをはしるやとて あひえてしかな こひしくのみ	65 63 62 58 51 50 44 24 23 21 15
91 85 85 85 83	伝為家筆本	章段	秋たつころをひに よきさけありと 人をおほみ うたはえよまさり このあるし いにしへや おきのゐて宮こしま 人のまかりいつるを見て うたをよみける いかなりける事を	134 123 121 115 111 107 107 101 101 96
三月つこもり	武田本・九大伝為家本	章段	あきまつころほひに よきさけありときゝて 人おほみ うたはえよまさり かのあるし いにしへは おきのゐて宮こしま 人のまかりいつるを見て 殿上にさふらひけるおり うたをよみけり いかなる事を	
三月つこもり	伝為家筆本	章段	かよひたまひして おろしたまひてけり そくなるせんしなる そくなるもせんしなるも とよめりければ とよみければ	

すなわち武田本に相違して、兩為家筆本が一致を示す箇所は三十一箇所を数えるのであり、いよいよ両者の本文系統の接近を思われるわけである。ところが今度は武田本と九大伝為家本が一致し、伝為家筆本が前二者に相違を示す本文箇所をあげてみると、

さてそのくに
 ぬす人なりければ
 とあるを見てなむ
 さくら花
 ありしよりけに
 つゝあつの
 といへりけれど
 さこそいへました
 人のこなれはまた
 心とよめて
 よるせはありといふ
 はつくさのなと
 又おとこ
 きくうへけるに
 えうましう
 いまはかぎりと
 こけるからとも
 おもかけに見ゆ
 たかゆるさはか
 こひしくのみ
 雪いとしろう
 こよひきためよ

そのくに
 ぬす人なれば
 とあるをなむ見て
 はなさくら
 ありしよにけに
 つゝあつゝ
 といへりけれど
 さこそいへました
 人のこなれはいまた
 こゝろをとよめて
 よるせはありてふ
 はつくさのなそ
 又おとこかへし
 きくをうへけるに
 えいましう
 いまはかぎりと
 こけるかことも
 おもかけにたつ
 たかゆるせはか
 こひしうのみ
 ゆきいとしろう
 よひときためよ

ちへまさるらむ
 人のよろひことは
 見めとそいふなる
 おほきおほいまうちきみ
 とよみて
 ろくたまへり
 さくはなの
 あまになれる人
 されとまた
 やりけり
 めでまとひにけり
 みさいはひあらは
 このあめは
 かはつのあまた
 思ひけれどもとつきた
 たつもなくなる
 いとかなしうて
 まとひいにけり
 こしまのはまひさし
 行幸したまひける
 人の御もとに

たぢまさるらん
 人のよろひは
 みめといふなる
 おほきおとよ
 よみて
 ろくたまへり
 さくらはな
 あまになれりける人
 されとまた
 やりける
 めでまとひにけり
 身のさいはひあらは
 このあめ
 かはつのいたく
 思けれどもとつきた
 たつもなくなる
 いとかなしくて
 まとひいにけり
 こしまのはまひさき
 行幸したまひける
 人のものに
 あやまる人に

二条のきさきの	二条のきさき
思ひいつらめ	おもひいつらん
おはしましけり	おはしけり
きゝしよりは	きゝしよりも
ちひろあるかけを	ちひろあるたけを
もみちのちくさに	もみしのちりたる
みこのゝたまひける	みこのゝたまうける
82 81 79 78 77 76 76	124 123 122
手にむすび	てにくみて
きみはこさ覽	きみかこさらん
おりにかよめる	ときのかよめる

すなわち総計六十四箇所にものぼる異同を見るのであり、前掲の両為家本が一致する箇所の二倍以上に及ぶ本文異同を両者が持つことを知らされたのである。かくして両者は、はたしてその原本を同じくする系統下に立つものであるかどうかという根本的な疑念に逢着したのである。

もしそこの原本の成立をそれぞれ異にする系統本であるならば、伝為家筆本はその奥書に記す定家の署名「戸部尚書」と記す所によつて、定家が民部卿の任にあつた建保六年七月から、嘉禄三年十月（公卿補任）までの間に、新たに書写した根源本の新系統本としての資格を、担当ことになつてくるわけである。

したがつて右の六十四箇所の異同が、両者の譲写等によつてもたらされたものか、系統を異にするための結果なんかが問われてくるわけである。事実、伊勢物語の伝本においては、その奥書、勘物、本文特質を共有しながら、例えば同じ天福本や武田本であつても、數十箇所にもおよぶ本文異同を示すものも実在することにおいて、前記六十四箇所の異同箇所の吟味が当然必要とされるのである。

いま試みに、伝為家筆本本文の異同部分について、伝為家筆本と完全に袂を分つた前記、建仁二年本の本文をもつ

て、その六十四箇所部分に對校すると、1666⁽¹⁾23⁽²⁾40⁽³⁾5559627879919498101107⁽²⁾115⁽³⁾122123（右肩の数字は前掲表同章段中における右からの順位を示す）と二十箇所にわたって一致を見たのである。この事実はまことに重大である。建仁二年本とは完全に別系統であるにかかわらず、このような異同部分の両者の一致は、それが九大伝為家本と原本を共通にしていながら、もたらされた異同でなく、また単なる誤写の結果によるものでないことを裏書するからである。何故ならこの部分においてそれが九大伝為家本の誤写とも考えられないことは、該本の本文が全体を通して、意味上から明らかな誤写と目されるのは

十八段 しらすよみによめみける（九大伝為家本）

の一箇所のみのようであり、非常に厳正な書写態度を持していることが全体的に伺われる書本であつて、二十箇所にわたる本文の意識的改変がそこに加つたとは到底考えられないからである。

かくて両者は、おののその原本を異にする系統本であろうことが、六十四箇所の本文異同をはじめとして、伝為家筆本における特有返歌一首の存在、和歌二首の釈義文の記載等々より推して導き出されてくるのである。如上の考察によつて、建仁二年本が書写されたあとに伝為家筆本の原本が新たに書写され、以下根源本第一系統をはじめとする系統本が書写されていったことになるわけである。伝為家筆本が、九大伝為家本の根源本第一系統のみならず、根源本第二、第三、第四系統諸本のいずれにも屬さないことは、その検証の結果は省略に従うが、本文、勘物、奥書等の比較において、内容を異にしてくる点において明白である。かくしてここに伝為家筆本は、定家本伊勢物語の新系統本として、今まで斯界に紹介してきた順序によつて、根源本第五系統としての名称を与え得るのである。

四

さて伝為家筆本の出現は、以下のような事実をもたらすことになったのである。すなわち、今日性格の明らかになつた伊勢物語定家本中、現存本では最もその成立が早いとみなされる建仁二年本には、前述のごとく(A)「いつはりに」と(B)「いつこまで」の二首の返歌が存在していたが、伝為家筆本にいたつて、(B)歌の方は省かれて(A)歌のみとなり、更に次の段階でその(A)歌も除去されて、結局百二十五段二百九首という、今日の定家本の主流を占める形態に定着していく。定家の校定作業の経緯を、伝為家筆本が提示してくれたことである。このことは定家本の成立にとって極めて重大である。もちろんこの(A)歌一首は建仁二年本を除く他の定家本に存在しないところから、問題の性質上、一応他からの補入も疑つてみる必要があろう。この点について、参照されることは伝為家筆本四十三段の部分に、

ほとゝぎすなかなくさとのあまたあれは
なをうとまれぬおもふものから

猿丸集詞云

あたなりける女にものをいひふくめて、たのもしけなきことをいふほとに、ほとゝぎすのなきければ
とみるととく、この章段の「ほとゝぎす」歌について関係ある猿丸集の詞書を引用記載するが、その記載については「猿丸集詞云」とその引用出典を明確に区別して記載する書写態度を貫いている。こうした事例に限らず、伝為家筆本は、他本との本文対校記載部分が、全部で三十箇所以上にもわたって存在するが、その本文部分には、いざれも

「イ」「又定」「一本」と三種の区分によってその異同を使い分けている。したがって前記(A)の特有歌が他より転載されたのであれば、そのいずれかの記号が付けられてしかるべきであろうが、(A)歌には「又定返歌無」と記すのである。「又定」の付記を持つ部分は全体で二十四箇所にわたり、以下の考察によつて「又定」は武田本、乃至は武田本に最も近い定家本の一種を指すことが明らかにされるので、したがつてこの(A)歌は原本に存在していたものがそのまま書きされ、他の定家本の一種と対校された時、「又定返歌無」と記載されたものとみなされる。いまその「又定」として対校傍記された部分の本文の性格についてみると、

59	55	40	36	31	24	23	23	21	21	17	6
けな(きえな)ましものを はなさくら(さくらはな) かきをきたるをみて(ミテ無) ありしよに(り)けに つゝるつゝ(の) たかやすにい(イ無)きて をひゆけとを(え)ひつかて よしやくさはの(よ) 返し(返歌無)いつはりと さこそいへま(い)た えいふましく(うましう)なりての いまはかきりの(と)											

122	108	85	85	85	84	83	82	79	75	63	62
こけるかこ(ら)とも あひみ(え)てしかな あていきてあら(は)む ちひろあるだけを(かけを) みこのゝたまう(ひ)ひける かよひたまひて(し) 御ふみありけり(けりナシ) そくなるも(もなし)せんし とよみ(めり)ければ たまへりけり かはつのいたく(あまた) てにくみて(むすび)											

(傍点部分は記載位置を示し、()中の本文が「又定」として傍記された本文である)

右の対校された（）中の本文は31・75段の一箇所を除き、武田本正本文にそのまま合致してくる。この中、31段の方は武田本でも純度の高い本文を持つ河野記念館蔵・津守国冬筆本および鉄心斎文庫蔵・伝二条為重筆本は「よ」と記し、静嘉堂文庫蔵・松井博士旧藏本、天理図書館蔵・中院通勝自筆本等は「よ」をミセケチにして「の」と訂すのであって、よって31段の前記部分は「よ」と記す系統本文によつたとみなして、解消されてくる性質のものであり、残るは75段の一箇所のみとなる。75段の「あらむ」が「あはむ」と記された書本は建仁二年本・広本阿波本系諸本・藤房本等であるが、これらの系統に「又定」本文が属さぬことは、例えば前掲表中の、

(21) かきをきたるをみて (又定)
 (ミテ無)

(22) つゝゐり・ム(又定)

(23) たかやすにい(又定)きて
 (イ無)

等において、前記三系統本とも「みて」「ひ・ム」「いきて」と記し、他の部分にも適合しないことによつて明白である。よつて「又定」と記した典拠本は足家本系の武田本、乃至はそれに最も近い性格の書本であつたとみなして大過ないであろう。また「イ」「一本」と記す部分は少く、少数に限られるが、

14 くり(一本くわ)はらの

24 むかしおとこ(女イ)かたゐなかに

24 50 するよはひ(月日イ)

69 50 よひと(・)よひイ)さためよ

82 なかりせは(一本さかきらは)

94 たち・(ちへい) まさるらん

98 ろくたまへり(けりイ) (傍点部分は記載位置)

これだけの事例によつて、「イ」「一本」の示す書本がいかなるものであつたかを判定することは控えねばならないが、50段の例、「すくる月日」とする書本は、大島本(顯昭本)・一誠堂藏為相本(越後本)・源通具本等に見られる特質本文である点から推すと、定家本系以外の書本であつたかと思われる。

ともあれ、それら傍記本文の性格を区別して厳正に書写した態度が伺われるのであり、よつて、前記の六十四箇所の本文異同や、他の定家本にない「いつはりに」の返歌一首等も決して私意的改竄の結果や補入でないことが明らかにされるのである。

(四)

以上にわたつて伝為家筆本の全容的な性格の分析を終えるが、該本の出現がもたらしたことの意義は、数百年来、勢語伝本史上に知られることのなかつた定家の新系統本がはじめて知られるに至つたこと、それにもまして重要なことは、今日に伝存する勢語伝本の九割にのぼる百二十五段二百九首の形態を有するものが、定家の校定にかかるものであるうことの証跡を、更に推進せしめる役割を、伝為家筆本が担つたことである。すなわち、定家本も当初のころの建仁二年本成立の段階では、百二十五段二百十一首であつたが、伝為家筆本においては百二十五段二百十首となり、更に次の段階では今日に見ることなく、百二十五段二百九首となつて定着し、以後は変改されることがなかつたという、定家本の定立に至るまでの経緯を、提示してくれたことである。この事実は、例えば定家の拾遺集校定作業において、

貞応二年本にみる千三百五十三首が、天福元年本にいたつて、千三百五十一首と一首減じている」とく、それは定家の古今集や後撰集の校定作業においても見出すことが出来る経緯と、軌を一にするものであつたのである。

かくて勢語百二十五段三百九首の形態を持つ古本系諸本が定家本であることの性格を一層明らかにし得たのであるが、その中には奥書や勘物等を持たない無年号本があり、しかも本文上、特に定家本には存在しない特異本文部分の存在をもつて、百二十五段本に定家本以外の別本系の存在を主張する説もあるので、この際特にふれておきたい。その特異本文部分とは、定家本四十九段の文で、

むかしおとこ、いもうとのいとおかしげなりけるを見りて（武田本）

という書き出し部分の本文が、

(A) むかしをとこ、いもうとのいとおかしきんをしらべけるをみて（最福寺本）

(B) ムカシオトコ、イモウトノイトヲカシゲナルキムラシラブトテミヲリテ（時頼本）

(C) 昔男、いもうとのいとをかしげなるきむをしらぶとて見りて（鉄心斎文庫蔵、後醍醐天皇宸翰本）

(D) むかしをとこ、いもとのをかしげなるきむをしらむ。（ふ）とて（鉄心斎文庫蔵、伝為明筆本）

と見ると、四本の本文が、源氏物語総角に見える「在五が物語をかきて、いもうとに琴教へたる所の、人の結ばむと言ひたるを見て」という本文に該当することを指すところから問題になるのであるが、源氏物語のこの箇所は、匂宮が女一宮方に赴いたところ、一宮が絵などを御覧になつていて、匂宮もともに絵を見る場面の説明であり、四十九段を絵にした構図が、琴を教えているさまになつてゐることにほかならず、それは伊勢物語の本文を表わすのではなかつたと考えられるのである。もしそれが勢語本文として記されていたのであつたら、源氏物語にまで記されてい

るものを、源氏本文の校定作業に従い、注釈の「奥入」までものした定家が知らないはずではなく、よって勢語に増補することはあっても、反対に削除しなければならない必然性は全く考えられないところである。前掲四本のそれらが源氏による後の増補にかかるものであろうことは、四本の(A)と(B)(C)と(D)間に、三種の本文の異同を見ることからも明らかである。僅かの字句量にこのようない異なる異同を持つこと自体が、元来、原本そのものに存在したものでなく、後の増補を物語るものといわざるを得ないであろう。それらが定家本形態に最も近く、したがつて定家本をもとにして加えられたものだとすると、その増補部分によつて、そこに定家本と別系統を主張する根拠は全く失われるのである。事実定家本より派生した可能性も十分存在するのである。何故なら定家本中の根源本第二系統の特質本文十一箇所(前掲)と対校すると(A)本は八箇所、(B)本は八箇所、(C)本は十箇所にわたつて一致を示してゐるが、その中、(A)本は九十六段より九十八段まで落丁があつて、その部分に、右の特質本文の三箇所が含まれるため、その部分が該当し、加算されると(A)本は全部一致してくる可能性があり、(C)本もまた一致しないのは一箇所のみで、よつて定家本系よりの派生が強く考えられてくるのである。しかし敢て異を立てて、源氏関係本文部分のみを後の増補として、定家本との異質性を求めてみよう。その場合、四本中、(D)本のみは七箇所のみの一致を示すだけでなく、(A)(B)(C)三本には存在しない三十六段の返歌、

いつはりに思ふものからいまさらに

たかまことをかわれはたのまむ

の一首を保有している。但しその下に記して「あるほんにこのうたをは入りたり」とあるので、果たして当初から存在

したものかどうか疑われるが、そのほかに(D)本の最大の特色は、百十九段が存在しないことである。これは必ずしも(D)本の脱落ともみなされないのは、大島本注記には「或本在之」と記して記載している章段もあるからである。これら的事例は右だけでなく付加的要素を感じる四十四段の末文「はらにあちはひて」は(A)(B)(C)三本には存在するにかかわらず、(D)本のみには同じく存在していないのである。この部分もまた広本系阿波本・日大本・塗籠本等にも見えないので、(D)本の脱落ともいえないわけである。すなわち前記の「いっぽりに」の歌が(D)本の増補でなく、また(A)(B)(C)本に存在しない前記四十四段本文部が(D)本の脱落でもないとするならば、(D)本が(A)(B)(C)本の原形に最も近い位置に立つことになるようである。何故ならば(A)(B)(C)三本は定家本特質本文箇所に殆んど一致してくる点で、その共通原本の段階で、定家本と接触して(D)本に見る三十六段の返歌がとられ、(D)本にない百十九段が補充されたという考え方が成立するからである。したがって(D)本の形そのものに(A)(B)(C)本の原本に近い形態をさぐりあてられると仮定するならば、それはすくなくとも百十九段が含まれていない形のものであったのである。すなわち形態的に(A)(B)(C)(D)四本中、最も定家本と対立し、異質的な要素を持つ(D)本が、それら系統本の原形に一番近い要素を伝えているとするとならば、それはやはり百二十五段本の形態を有するものではなかつたことを如実に物語ってくれるのである。